

伊賀市 事務事業評価シート

ソフト事業

	コード	名 称		コード	名 称
事業名	180	男女共同参画推進事務経費	会計	01	一般
基本施策	41	あらゆる場に男女がともに参画する社会をつくる。	款	02	総務費
			項	01	総務管理費
			目	19	男女共同参画費
担当部課名		男女共同参画課	細目	101	男女共同参画推進経費
作成者氏名	深尾 千恵	連絡先	細々目	01	男女共同参画推進事務経費
		22-9632			

事業の計画・内容

	対象等(何を、誰を)	成果(どうなるのか)			
事業の目的	市民 審議会等の委員	性別による固定的な役割分担の意識が見直される。 男女の意見が市政に反映される等、性別にかかわらず個性と能力が発揮される。			
本年度事業内容	「伊賀男女共同参画基本計画策定」のため、審議会設置。 ボランティア編集委員による男女共同参画情報紙「きらきら」全戸配布を年2回(3月・10月)発行 女性弁護士による女性法律相談年4回実施				
開始年度	平成 9 年度	終了年度	平成 年度	根拠法令・要綱等	伊賀市男女共同参画基本条例

投入資源

		H17	H18(予算)	H19(予算)
投入人員	正規職員 (人)	0.4	0.4	0.4
	人件費合計(A)	2,880	2,880	2,880
支出内訳(千円)	事業費(B)	1,379	1,291	1,550
	報酬	380	240	240
	報償費	282	260	360
	需用費	564	591	650
	その他	153	200	300
合計(A+B)		4,259	4,171	4,430
財源内訳(千円)	特定財源			
	国県支出金			
	地方債			
	受益者負担			
	その他特財			
	一般財源	4,259	4,171	4,430
上記 ~ に関する特記事項	女性の法律相談の回数を増やす。年4回 6回			

事業実績

活動指標	単位	実績値			目標値		
		H17	H18	H19	H17	H18	H19
男女共同参画情報紙「きらきら」全戸配布年2回	戸	35000 × 2	35000 × 2	35000 × 2			
法律相談開設回数	回	4	4	6			
審議会実施実績	回	4	2	2			

評価指標

事業の目的の成果を測る指標	指標設定の考え方	単位	H17	H18(目標)	H19(目標)
審議会等への女性委員の登用率	毎年3.3%ずつの増をめざす。	%	23.5 目標 (40)	26.8	30.1
法律相談利用者数	予約制で1日4人	人	16 目標 (16)	16	24

事業開始時からの状況変化及び事業の改善点等

審議会等への女性の登用については、新規の審議会等を立ち上げる場合は、女性の登用率について40%に近づく割合での配慮が伺える。以前からの審議会等については委員の任期替時、あて職の廃止や設置要綱を変更し女性委員を登用する等を全庁に依頼していく。 女性の法律相談については、予約制のため100%の成果をあげているが、毎回一杯である。回数を増やすことにより市民の要望に応える必要がある。
--

評価	必要性	4	21世紀のわが国の最重要課題である男女共同参画社会の実現に向け、市民全体の意識改革を図る上でも必要である。 女性法律相談についても、女性に対する暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であるという認識を深めるとともに、暴力を許さない社会意識の育成に必要である。拡大してゆく。	総合評価 A
	有効性	4		
	達成度	4		
	効率性	4		